

第8回ながはまルール検討委員会 議事概要 <公開版:サンプル>

日 時:令和4年3月9日(水)13:00~14:10

場 所:Web会議

出 席 者:米本委員長、多賀副委員長、松田委員、中山委員、小杉委員、竹内委員、
琴浦委員、福永委員

欠 席 者:伊吹委員、鷺委員、浅野委員、川本委員

→【委員12人中8人出席、要項第5条の会議開催の定員に達する】

◇オブザーバー (健康づくり0次クラブ) 辻井理事長、宮川事務局長

◇事務局 (長浜市健康企画課) 元村課長、服部課長代理、井上副参事

◇配布資料 会議次第、名簿、資料1、資料2、参考資料

1. 継続検討事項について

(1) 代諾者の設定について

委員:倫理指針において、同意の撤回の時について何らかの代諾に関する記載はあるか?

事務局:確認させていただく。

委員:同意の撤回を想定した代諾者の設定はしない方がよいと思う。同意撤回の権利をもつ代諾者がいることを必須にするのはよくないのではないか。

委員:(コホート研究は)家族にも影響するところもあり、家族(遺族)が同意撤回の申し出をしたいとしても、ながはまルールでは、それはできないとなっているが、法的にOKなのか。亡くなった人の権利義務は、法定相続人に引き継がれるのではないか。

事務局:法的な点含め確認させていただく。

委員:倫理指針に記載されていない部分は、市のルールで独自に決めるとしていなかったか?

委員長:指針に書かれていないことについて、共通認識のもと(独自に)決めてもよいと思う。いずれにしても、どういう場合に代諾が認められるのか、民法の解釈まで視野を広げ、事務局で詰めておいていただきたい。

委員:ゲノムデータや診療情報など研究で収集した個人情報について、当該参加者が亡くなったときの取扱いについて、法律(個人情報保護法)ではどうなっているのか、相続人に引き継がれるものなのか、そうではないのかを事務局で確認いただきたい。

委員:参加者は、(採血を通じて)ゲノム情報を大学に提供することを同意して研究に参加している。本人は研究に使ってもよいという考えだったとしても、(亡くなった後に)代諾者に勝手に撤回されてしまうのは嫌で、その逆のケースも嫌だと思う。代諾者に自分の意見がしっかり伝えられていれば良いが、代諾者をおきたい人は置くことができるという選択制にするのもありかと思う。

委員:代諾者を設定できるとする場合、証明するものを残さないといけない。

なお同意撤回の申し出があっても、すでに論文発表されていたり、統計的にまとめられているものは、そこから当該データを削除することはできない。そのため代諾者の考えに沿って、亡くなった方の情報を削除できるかどうかというプラクティカルな問題があり、縛り(条件)をかけすぎないようにしないといけない。

(2) 事業審査のあり方検討について

[掲載イメージ]

← ↻ 🏠 <https://www.city.nagahama.lg.jp/0000002232.html>

 **長浜市**
NAGAHAMA

[ホームへ](#) > [暮らし・手続き](#) [福祉・健康](#) [子育て・教育](#)

第8回ながはまルール検討委員会

日時：令和4年3月9日(水曜日) 午後1時から

場所：Web会議

会議内容：

- ・継続検討する事項について
- ・今後の予定について

会議資料

添付ファイル

 [次第\(サイズ：223.74KB\)](#)

 [【資料1】ながはまルール（R4改正検討案）\(サイズ：465.80KB\)](#)

 [【資料2】継続検討事項について\(サイズ：590.39KB\)](#)

 [【資料3】指針等見直しスケジュール\(サイズ：140.75KB\)](#)

新たに
掲載

要点録

 [第8回要点録 \(PDF形式、872.41KB\)](#)